

防火安全技術講習

— 都民の安全・安心を高めるために —

受講案内



東京都知事登録講習機関



公益財団法人 東京防災救急協会

火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）第 63 条の 2 の規定に基づく防火安全技術講習を、次のとおり実施します。

（火災予防条例第 63 条の 2）

消防設備業、建築設計業、建築工事業、内装工事業、消防コンサルタント業、設備工事業その他これらに類する業に従事する者のうち、次の各号に掲げる業務に従事するものは、法人であって知事の登録を受けたもの（以下「登録講習機関」という。）が別に消防総監が定めるところにより行う防火安全に係る知識及び技術に関する講習（以下この条において「防火安全技術講習」という。）の受講に努めなければならない。

- (1) 防火対象物の避難の管理に係る計画又は当該計画に基づく工事に関する業務
- (2) 火気使用設備等の設置に係る計画又は当該計画に基づく工事に関する業務
- (3) 消防用設備等の設置に係る計画又は当該計画に基づく工事に関する業務

受講対象者

本講習は、消防設備業、建築設計業、設備設計業、建築工事業、建築リフォーム工事業、機械器具工事業、デザイン業、内装工事業、設備工事業、電気工事業、消防コンサルタント業、大規模ビル管理部門（防災・営繕等）などに従事する方を対象としています。

なお、受講を希望する方は、上記の業務以外の方でも、受講することができます。

講習実施日及び実施場所

講習実施回		第 1 回	第 2 回	第 3 回
		6 月	10 月	1 月
新規講習 課程	防火避難課程	7 日(月)	27 日(水)	17 日(月)
	火気電気課程	8 日(火)	28 日(木)	18 日(火)
	消防設備課程	9 日(水)	29 日(金)	19 日(水)
申請期間		4 月 8 日(木)～ 5 月 7 日(金)	8 月 16 日(月)～ 9 月 13 日(月)	11 月 8 日(月)～ 12 月 10 日(金)
受講定員		各回とも 90 名。状況により変更となる場合があります。 (定員になり次第、締め切ります。)		
講習会場		港区芝 5 - 26 - 30 専売ビル(申請後会場案内を送付します。)		

講習内容・受講方法

「都民の安全・安心」をより一層高めるために、火災安全工学をはじめ、火災避難シミュレーションや実際の火災・事故事例を踏まえた講習で、業務に役立つ防火安全に関する幅広い知識、技術が習得できます。

防火安全技術講習修了者が防火対象物の建築、修繕、模様替え、用途変更等に係る工事等設計時から関与することにより、防火安全性の向上に資することを目的とした講習内容です。

講習は、防火避難課程を 1 日、火気電気課程を 1 日、消防設備課程を 1 日、計 3 日間で行います。それぞれの課程ごとのテキストを使用します。

受講される方は、新規講習の 3 日間全部の課程、あるいはいずれか 1 課程又は 2 課程を選択して受講できます。

講習科目及び時間割

	日 程	時 間	講 習 科 目
1 日 目	防火避難 課 程	8:00～ 8:30	受付
		8:30～ 8:40	オリエンテーション（講習についての説明）
		8:40～ 10:00	防火安全技術講習制度及び防火に関する規定
		10:10～ 11:40	火災安全工学概論及び避難安全に係る火災安全工学の理論に関する知識（理論）
		12:40～ 14:10	避難安全に係る火災安全工学の理論に関する知識（シミュレーション）
		14:20～ 15:20	防火基準
		15:30～ 16:30	防火安全技術講習修了者の実務
		16:30～ 16:50	効果測定等
		17:00～ 17:10	修了証交付（防火避難課程のみの受講者）
2 日 目	火気電気 課 程	8:00～ 8:50	受付 ※ ただし2日目火気電気課程が初日となる方は8:30までに受付を終了してください。
		8:30～ 8:50	防火安全技術講習制度 （2日目火気電気課程が講習初日となる方が対象です。）
		8:50～ 9:00	オリエンテーション（講習についての説明）
		9:00～ 11:00	火気使用設備等技術基準①②
		11:10～ 12:10	出火防止に係る火災安全工学理論に関する知識（事例）
		13:10～ 15:10	火災安全工学概論及び出火防止に係る火災安全工学理論に関する知識（理論）
		15:20～ 16:30	防火安全技術講習修了者の実務
		16:30～ 16:50	効果測定等
		17:00～ 17:10	修了証交付（火気電気課程が最終受講日の該当者）
3 日 目	消防設備 課 程	8:00～ 8:50	受付 ※ ただし3日目消防設備課程が初日となる方は8:30までに受付を終了してください。
		8:30～ 8:50	防火安全技術講習制度 （3日目消防設備課程が講習初日となる方が対象です。）
		8:50～ 9:00	オリエンテーション（講習についての説明）
		9:00～ 11:00	消防用設備等技術基準①②
		11:10～ 12:10	防火安全性能に係る火災安全工学理論に関する知識（事例）
		13:10～ 14:10	火災安全工学概論及び防火安全性能に係る火災安全工学理論に関する知識〈警報設備〉
		14:10～ 15:10	火災安全工学概論及び防火安全性能に係る火災安全工学理論に関する知識〈消火設備〉
		15:20～ 16:30	防火安全技術講習修了者の実務
		16:30～ 16:50	効果測定等
17:00～ 17:10	修了証交付（第一種講習修了者・第二種講習修了者）		

* 講習修了者には修了した課程に応じて、5ページのとおり修了証が交付されます。

受講申請

<電話による予約番号の取得>

受講を希望する方は、各回の申請期間中に事前に電話で講習の予約をお取りの上、受講申請書類等を当協会宛まで郵送してください。

<電話 03(3556)3702 公益財団法人 東京防災救急協会>

月曜日から金曜日（祝日は除く。）までの午前9時00分から午後4時30分まで

<申請に必要な書類等>

- 1 防火安全技術講習受講申請書（別紙1）
- 2 写真貼付票、整理票、受講票、受講手数料振込確認票（別紙2）
- 3 返信用封筒1通（長形3号定形 縦 235 mm × 横 120 mm のもの）に申請者の宛名を明記の上、所定の切手を貼付し、申請書類と一緒に同封してください。
- 4 写真2枚（写真貼付票、整理票貼付用）

- *○ 6か月以内に撮影したもので、枠なし縦 30 mm × 横 24 mm の大きさのもの
- 正面から上三分身像で、顔がはっきりわかり、無背景のもの
- 裏面に氏名、生年月日を記入してください。
（力強く書きすぎると写真が凹凸になりますので注意してください。）
- 印画紙又は写真用紙を使用したものに限り（カラーコピー不可）。
- 1枚は「写真貼付票」に貼り、他の1枚は「整理票」に貼ってください。

<申請書の書き方>

- 1 記入例を参照の上、太枠内を楷書で正確に記入してください。
- 2 申請書等を書く場合は、黒のボールペン又は黒のインクで記入してください。

受講手数料（教材費・消費税を含む。）

	講習課程	受講料	合計
新規講習	防火避難課程(第1日目)	11,800円	35,400円
	火気電気課程(第2日目)	11,800円	
	消防設備課程(第3日目)	11,800円	

受講手数料の振込方法（振込手数料は受講者負担）

- 1 受講票等が到着後、銀行窓口、ATM、ネット銀行等から、講習日のおおむね2週間前までに次の指定口座へ振込みをお願いします。
- 2 振込みの際には、必ず、振込みご依頼人の欄に、受講される方の名前と受講番号をご記入ください。

例 ※ 振込様式はそれぞれ若干違いがありますが、ご依頼人の欄に必ず、受講される方の名前、受講番号を記入してください。

	名前	受講番号
	↓	↓
ご依頼人	ボウアン タロウ	1-001

- 3 別紙2 受講手数料振込確認票の振込控貼付欄に、振込明細書等振込みの記録となるものを貼付し、受講票と一緒に受講当日に受付に提出してください。

受講手数料振込先

先方銀行： 三井住友銀行 東京営業部

口座種別： 普通口座

口座番号： 3 6 8 3 8 3

口座名： こうえきざいだんほうじん とうきょうぼうさいきゅうきゅうきょうかい
公益財団法人 東京防災救急協会

受講上の留意事項

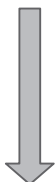
- 1 受付は、講習実施会場で午前8時00分から行います。
- 2 当日は、受講票と受講手数料振込確認票を受付に提出してください。
- 3 既得の2種の講習修了証をおもちの方は、受付で提出してください。
- 4 遅刻、早退をした場合は、原則として講習修了とは認められません。
- 5 筆記用具を持参してください。
- 6 会場には駐車場がありませんので、車、オートバイ等での来場はご遠慮ください。

講習受講申請の流れ

予約番号の取得（電話 03-3556-3702）



申請の準備・申請書等の提出（郵送）



提出先 公益財団法人 東京防災救急協会

〒102-0083 千代田区麴町1-12 東京消防庁麴町合同庁舎4階

①申請書の記載 別紙1、別紙2（写真2枚貼付）

②返信用封筒（住所・氏名を記入、所定の切手貼付）を同封

受講票の受取り



①受講票（提出された別紙2の一部に受講番号を付したものを返却）

②会場案内

受講手数料の振込み



受講手数料の振込み（指定口座への振込みをお願いします）

講習受講

①受講票・受講手数料振込確認票（振込明細書等振込みの記録を貼付）

②2種の既得修了証を有している場合は持参

問合せ先

公益財団法人 東京防災救急協会 講習事業部 講習第二課 防火安全技術講習担当 宛

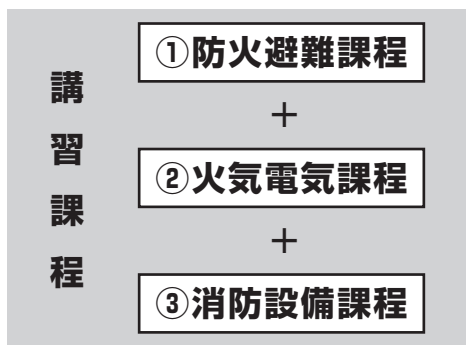
〒102-0083 千代田区麴町1-12 東京消防庁麴町合同庁舎4階

電話 03(3556)3702

<https://www.tokyo-bousai.or.jp/>

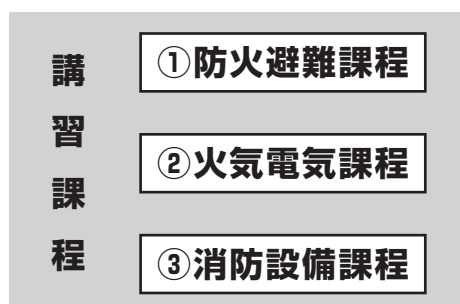
防火安全技術講習修了者への修了証交付

防火安全技術講習修了者(第一種) (防火安全技術者)



①から③全ての課程を修了した人

防火安全技術講習修了者(第二種)



①から③いずれか 1 課程又は
2 課程を修了した人

修了者の業務

- ① 各種届出内容の調査
- ② 防火安全に関する調査
- ③ 消防検査への立会い
- ④ 優良防火対象物認定基準適合状況調査
- ⑤ 防火基準適合状況確認票による事前調査

- ① 各新規講習に対応した各種届出内容の調査業務が行えます。
- ② 優良防火対象物認定基準適合状況調査
(防火避難課程及び火気電気課程)

個人情報の取扱い

公益財団法人東京防災救急協会（以下「当協会」という。）は、防火安全技術講習の実施と修了証作成業務を行っております。

当協会は、東京都知事登録講習機関として、個人情報を取り扱っていますので、個人情報の重要性を十分認識し、その保護の徹底を図るとともに、個人情報の保護に関する法令及びその他の関連する規範を遵守し、収集した個人情報は、正確、かつ、安全に取り扱います。

[当協会の個人情報の内容と利用目的]

1 個人情報の内容

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先名、勤務先所在地、顔写真、修了証番号等です。

2 利用目的

利用は、本人確認、本人への通知及び連絡、修了証作成、修了証交付状況に係る事項等の当協会の業務範囲内で行います。

台風その他により、会場や日程の変更等緊急のお知らせがある場合は、当協会のホームページに掲示します。

資格取得後の留意事項

◆ 再交付、書換及び住所等の異動手続き

免状交付後、次の事項に該当する場合は、すみやかに手続きをしてください。

1 再交付

免状を亡失、滅失、破損又は汚損した場合は、免状の再交付申請が必要です。

- 手数料 1,840円（消費税込み）（振込手数料は申請者負担）
- 申請書等は、当協会に請求してください。

2 書換

- 手数料 920円（消費税込み）（振込手数料は申請者負担）
- 申請書等は、当協会に請求してください。

3 住所等の異動

住所又は勤務先に変更があった場合は、当協会へご連絡ください。

◆ 5年毎の再講習

防火安全技術講習修了者には、再講習が義務づけられています。

1 新規講習のいずれかの課程を最初に修了した日又は再講習を受講した日以後における最初の4月1日から5年以内（再講習受講期限の延長が認められた場合にあっては「再講習受講期限延長承認書」の延長期限の日まで）に再講習を受講しなければなりません。

2 再講習を受講しなかった場合には、火災予防施行規程第13条第1項第3号ハの規定により資格が失効します。

3 次に掲げる事情により、再講習受講期限の延長を必要とする方は、修了証の有効期限内に再講習受講期限の延長申請が必要です。審査の結果により受講期間の延長が原則として1年間延長されます。申請書は、当協会のホームページからダウンロードできます。

（URL：<https://www.tokyo-bousai.or.jp/>）

- (1) 海外旅行をしていること。
- (2) 災害による被害を受けていること。
- (3) 病気にかかり、又は負傷していること。
- (4) 法令等の規定により身体の自由を拘束されていること。
- (5) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。
- (6) その他、当協会がやむを得ないと認める事情があること。

※講習申請時の封筒に切り取ってご利用ください。

東京都知事登録講習機関
公益財団法人 東京防災救急協会
<https://www.tokyo-bousai.or.jp/>

〒102-0083
千代田区麹町1-12 東京消防庁麹町合同庁舎4階
公益財団法人 東京防災救急協会 講習第二課
防火安全技術講習担当 行

